山手東部町内会規約

第１章　総則

(名称及び事務所)

第 １条　本会は、山手東部町内会（以下「会」という）と称し事務所を会長宅に置く

(区域)

第 ２条　会の区域は、山手町の内、西は４４番地山手カトリック教会西南道路を境とし、以東をもって境界とする

(会員)

第 ３条　会の会員は第２条に定める区域に住所を有する世帯主、またはこれに準ずるもの、並びに法人その他事業所に所属する人を会員とする

２項　会へ入会及び退会しようとする者は、所定の様式を役員会に届けるものとする

３項　会への入会及び退会の届け出があったときは、正当な理由なく、これを拒んではならない

(目的)

第 ４条　会は、民主主義の精神に基づき、会員相互の親睦と福祉を増進し、あわせて良好な住環境の保全に努め、もって地域社会の向上、発展をはかることを目的とする

(事業及び組織)

第 ５条　会は、前条の目的を達成する為、それぞれに役員を置き、各事業を行う

１）　総務・渉外

２）　広報

３）　交通・防災・防犯対策

４）　環境対策

５）　子育て・シニアサポート

６）　健康増進

７）　イベント企画

２項　会は前項のほか、特別な事業活動が必要なときは、役員会の同意を得て、役員１名以上を含む特別委員会を設置することができる。但し、規約・細則を遵守していないと判断したとき、役員会は特別委員会に対し解散を命ずることができる

詳細は山手東部町内会細則（以下、細則という）に定める

(退会の勧告)

第 ６条　会員で規約に違反、逸脱した行為があったとき、また会或いは会員の名誉を汚すような行為があったときは、役員会の決議により、退会の勧告をすることができる

第２章　役員

(役員の選任)

第 ７条　会は次の役員を置く

１）	会長	１名
２）	副会長	２～３名
３）	会計委員	１名

4）　第５条１項の事業担当委員　　　　　各１名
5）　監事　　　　　　　　　　　　　　　２名
２項　役員の総数は最大１４名とし、役員会を構成する
３項　役員は会員の中から総会で選出する（自薦、他薦を問わない）
４項　役職は役員の互選により選出し、会員に総会又は文書で報告する
５項　監事を除いて、役員は他の役職と兼任することができる
６項　役員は同一世帯一人とする
７項　各事業担当委員は、必要に応じ役員の中から補佐を置くことができる

（役員の任務）

第　８条　役員は、規約に基づき総会の決議に従って、会の活動と運営を行う
２項　原則として毎月一回定例役員会及び世話人会を開催することとする
３項　会長は会を代表し、会務を統括する
４項　副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、役員会の承認を得てその職務を代行する
５項　会計委員は会費等の収納、保管、運用、支出等の会計業務を行う
６項　第５条１項の事業を担当する委員は各々その業務を行う
７項　①監事は、会の会計事務及び業務執行について監査を行い、その結果を定期総会に報告する
②監事が必要と認めた時は、臨時総会の開催を請求することができる
③監事は、役員会に出席して意見を述べることができる、但し議決権を有しない
８項　役員が退任するときは、後任者に速やかに引き継ぎをしなければならない
９項　役員が会を退会するときは、役員としての地位を失う

（役員の任期）

第　９条　役員の任期は１期２年とする、但し再選は妨げない
詳細は細則に定める
２項　就任時の満年齢は原則８０歳以下とする
３項　補充及び補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする

（役員活動費及び必要経費）

第１０条　役員は、役員活動費を受け取ることができる
２項　役員は活動に応ずる必要経費を受け取ることができる
詳細は細則に定める

（役員の解任）

第１１条　役員が規約に違反したとき、または会の名誉を傷つける行為があった場合は、総会の議決により解任することができる

第３章　顧問・相談役

（顧問・相談役）

第１２条　会に、顧問・相談役を置くことができる
２項　顧問・相談役は、役員会の同意を得て会長が委託し任期は会長の任期内とする
３項　顧問・相談役は、役員会に出席し、助言者として意見を述べることができるが議決権を有しない
４項　顧問・相談役は、役員会の承認を得て一定の手当を受け取ることができる

第4章　班・世話人

(班・世話人)

第１３条　会の区域内に連絡が取り易く、住所が近接している一定数の会員毎に班を編成し、それぞれに世話人を置く

２項　世話人は、班内会員の中から選出する

３項　世話人の任期は原則１年とする。但し留任は妨げない

(世話人の任務)

第１４条　世話人は、班内会員との連絡を密にし、会の活動と運営に協力する

２項　世話人は、班内会員から会費を集め、会計に納める

３項　世話人は、原則として毎月開催される世話人会に出席し、役員会に会員の会に対する要望などを報告・提案する

４項　世話人は、会或いは行政機関、連合町内会、諸団体などからの連絡事項を班内会員に伝達する

５項　世話人は班内会員と協力し、担当区域の防犯灯等の管理を行い、故障あるときまたは新規設置を要するときは、総務・渉外委員に連絡する

６項　世話人は、役員会に対し、世話人総数の過半数の署名をもって世話人会開催を要求できる。但し、会長宛に理由等を書面で提出する

７項　世話人は、総会を欠席する班内会員の委任状等を回収し、総会開催日の７日前までに集計し役員会に通知する。

８項　世話人は、総会を欠席するときは、会長または副会長に委任状を提出する

第5章　総会

(総会の構成)

第１５条　総会は山手東部町内会会員で構成する

(総会の種別・招集)

第１６条　総会は、定期総会及び臨時総会とし会長または副会長が招集する

２項　定期総会は毎年会計年度終了後６０日以内に開催する

３項　臨時総会は、会長または副会長が必要と認めたとき、会員総数の1/3以上（委任状は除く）から署名捺印の上、会議の目的を示して総会の招集提案があったとき、及び第８条第７項②の規定により監事から請求があったときは速やかに開催しなければならない

４項　総会を招集するには，開催日より７日以前に、その通知を発しなければならない。但し、緊急を要する場合には、その期間を短縮することができる

５項　前項の通知には、会議の日時、場所及び会議の目的たる事項を示さなければならない

(総会の議長)

第１７条　総会の議長は会長が務める。但し、議長は、総会に出席した会員の中から総会の議決により、別途選任することができる

(総会の定足数)

第１８条　総会は、会員の１０％以上の出席をもって成立とする

２項　代理人に委任状を提出した会員、または予め配布された決議事項について会長に書面投票を提出した者は出席したものとみなす。但し白紙委任状は含まれない

（総会の議決）

第１９条　総会の議決は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する

２項　議決権は１世帯に１票とする

３項　第１８条２項の者は、総会の議決に含めるものとする

（総会の審議事項）

第２０条　総会は次の事項を審議し、決議する

1）　事業計画及び事業報告に関する事項

2）　予算及び決算に関する事項

3）　人事に関する事項

4）　規約の制定又は改廃に関する事項

5）　その他、会の運営にかかわる重要事項

（総会の議事録）

第２１条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない

1）　日時及び場所

2）　総会開催時の会員総数及び出席者数と委任状数

3）　開催目的、審議事項及び議決事項

4）　議事の経過の概要及びその結果

5）　議事録署名人の選任

２項　議事録には、議長、議事録作成者及びその会議において選任された議事録署名人２名が署名押印しなければならない

第6章　役員会

（役員会）

第２２条　役員会は役員を以って構成し、会長または副会長は、必要に応じて役員会及び臨時役員会を招集することができる

２項　議長は会長が務め、次の事項を審議し議決する

1）　総会に付議すべき事項

2）　総会に於いて議決された事項の執行に関する事項

3）　細則の制定及び改定。但し、役員会の議決を得て会長が定め総会で報告する

4）　その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

３項　両監事又は会長を除く役員の過半数が必要と判断したときは臨時役員会を開催することができる

４項　前項の議長は、役員会出席者の過半数で選出する

５項　役員会の成立は、役員の半数以上の出席を要する

６項　議事は、出席者の過半数で決する。但し、可否同数のときは、議長がこれを決する

７項　役員会を欠席のときは、委任状を提出しなければならない。提出された委任状は、定足数及び議決に含めるものとする。但し、白紙委任状は含まない

８項　役員の代理出席は認めない。

９項　緊急を要する事項が生じたときは、役員会の決議により対応を決め、後日会員に報告する

第7章　会計

(会計)

第２３条　会の運営は会費・助成金・寄付金・資源回収奨励金、その他の収入を以ってあてる

(経費)

第２４条　会務のための必要経費等の取り扱いは、別に細則に定める

(会費)

第２５条　会員の会費は、１世帯につき、月額￥３００以上とする

(会計年度)

第２６条　会の会計年度は毎年4月１日より翌年3月３１日までとする

(収支予算の作成及び変更)

第２７条　毎会計年度の収支予算案を定期総会に提出し、その承認を得なければならない

２項　収支予算を変更するときは、その案を臨時総会に提出し、その承認を得なければならない

(会計報告)

第２８条　毎会計年度の収支決算書は、監事の会計監査を経て定期総会に報告し、その承認を得なければならない

第8章　雑則

(個人情報の取扱い)

第２９条　会が保有する、会員、役員、世話人等の氏名、住所、電話番号他の個人情報は、会の運営、災害時の安否確認や協助等の為にのみ利用することとし、役員が管理する

２項　役員が職務上必要な為に個人情報を保持する場合も第１項と同様とする

３項　警察から防犯カメラの撮影内容の開示要請があったときは、規約第２２条１項に基づいて役員会を開催し、前項遵守の基協議、役員会の決議により対応する

(自然災害)

第３０条　地震、台風、その他の自然災害発生時は、役員及び世話人は、会員・住民と共にこれに対処するよう努力する

２項　役員会は、行政・民生委員等と連携し災害発生時対応の為、高齢者や障害者等の状況を把握するよう努める

３項　非常時物資の備蓄を行い、それを管理する

(規約の施行)

第３１条　この規約は昭和５７年０４月０１日より施行する
この規約は平成２１年０５月０６日より施行する
この規約は平成２５年０４月２０日より施行する
この規約は平成２７年０４月１９日より施行する
この規約は平成２８年０４月２４日より施行する

山手東部町内会細則

（名称及び事務所）

第　１条　山手東部町内会規約第２２条２項３号の規定により、以下に細則を定める

（事業及び組織）

第　２条　規約第５条２項の規定により次のように定める

２項　特別委員会を設置するときは、名称、目的及び計画を示し役員会の承認を得る

３項　特別委員会は、町内会の規約・細則を遵守し、必要に応じて規約を制定することができる。但し、後日役員会に報告し承認を得る

４項　特別委員会は、公的機関の補助金・助成金制度を利用してはならない

５項　特別委員会は、委員長及び会計をおかなければならない。また、予算、業務計画及び決算報告を役員会に提出し、町内会監事の会計監査を受けなければならない

６項　各特別委員会は、町内会より１０万円を限度として運営費を受け取ることができる。但し、運営費の額は役員会が決定する

７項　特別委員会に参加の役員は、役員会に於いて随時活動を報告しなければならない

８項　役員会は、特別委員会の運営に疑義があると判断したとき、説明を求め改善を命ずることができる

（役員の任期）

第　３条　役員の任期を規約第９条１項の規定により次のように定める

２項　原則任期は、３期６年までとする

（役員活動費及び経費）

第　４条　規約第１０条及び２４条の規定により次のように定める

２項　役員活動費は、一人あたり月額２，０００円とする。但し、会計委員には、会計手当として一人当たり月額１，０００円を加算する

３項　必要経費

①　役員は活動に伴う交通費及び必要経費を月末毎に会計に報告し、会計の承認を得て清算する

②　会計は、役員から請求された交通費及び必要経費に対し疑義を持ったときは、役員会に諮り清算することとする

③　３万円以上の交通費及び経費が必要になると想定されるときは、前もって役員会に諮り承認を得ることとする

④　役員が町内会主催の行事に参加するときは公務とし、参加費が必要な行事のみ￥３，０００を上限として補助する

（経費）

第　５条　規約第２４条の規定により次のように定める

２項　必要経費の対象は交通費・活動費・会議費・慶弔費・事務費・分担金・研究費・研修会費・宿泊費・懇親会費・募金費・福祉厚生費・保険衛生費・防災防犯費・交通安全対策費・防犯灯管理費・会計業務に必要な経費等

３項　分担金・懇親会費は、行政・連合町内会等の行事の際のものに限る

４項　その他の第２項の必要経費は、細則第４条第３項①を除いて役員会で承認されたものに限る

５項　慶弔費は以下の通りとする

①　敬老の日のお祝い（５，０００円相当）

古希（７０歳）喜寿（７７歳）傘寿（８０歳）
米寿（８８歳）卒寿（９０歳）白寿（９９歳）
百寿（１００歳以上）

②　成人のお祝い　（５，０００円相当）

③　小学校入学祝い　（３，０００円相当）

④　弔慰金　（５，０００円）

６項　前項の慶弔費は希望者に限る

７項　その他役員会で必要と認めた必要経費

（細則の施行）

第　６条　この細則は昭和５７年０４月０１日より施行する
この細則は平成２１年０５月０６日より施行する
この細則は平成２５年０４月２０日より施行する
この細則は平成２７年０４月１９日より施行する
この細則は平成２８年０４月２４日より施行する